

学校感染症による出席停止と登校許可証明書の提出について

学校感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他の感染防止のために出席停止となりますので医師の指示に従い休養して下さい。出席停止期間については、欠席扱いとはなりません。学校の対応は以下の通りになっておりますので、ご不明な点がございましたら保健室または担任までお問い合わせ下さい。

1. 感染症が確認された時点で必ず学校にご連絡下さい。
2. 感染症にかかったことを証明できる書類の提出
本校の様式による『登校許可証明書』または『医師の診断書』
他、病院指定の用紙でも結構です。
3. 提出時期
登校時に担任に提出して下さい。

学校保健安全法施行規則（第19条）による		
	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで * 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消失後、2日を経過するまで
	結核	症状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（補足）	感染の恐れがなくなるまで

（補足）第三種感染症の「その他の感染症」の対象になるか否かは、「かかりつけ医師の証明書」を参考に、学校医の助言を踏まえ学校長がその判断を行う。出席停止の指示が出されるかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における発生・流行の様子などをもとに判断される。

登校許可証明書

年 月 日

山梨学院中学校長 殿

_____年_____組 氏名_____

病 名 _____

療養期間（出席停止期間）

平成_____年_____月_____日 ~ _____月_____日

上記の生徒は、診察の結果、登校してさしつかえのないことを証明する。

*連絡事項・注意事項などございましたら、ご記入願います。

医療機関名

医 師 氏 名

印